

お知らせ

2004年12月7日
曙ブレーキ工業株式会社

公正取引委員会からの下請法違反に伴う是正勧告について

曙ブレーキ工業株式会社(代表取締役社長 信元久隆)は、この度公正取引委員会から、下請事業者に対する支払代金の減額に関し、下請代金支払遅延防止法(以下「下請法」)違反があったとして是正勧告を受けました。これは、当社が購入お取引先と単価契約を行なった後に、そのお取引先との合意の下に単価の遡及引き下げ或いは一時金による発注金額の減額を行なってきたことを違反と判断されたものです。

当社は今回の是正勧告を真摯に受け止め、下請法に則り、社内規定や帳票類を改善すると共に、「下請法マニュアル」を作成して関係部署及び関係社員に配布し、内容を確認することによって、従業員のコンプライアンス意識を高め、法令違反が再発しないように徹底してまいります。

以上